

くらしの情報あれこれ



- 「〇〇ペイで返金します」と言わされたら詐欺を疑って！

【相談例】

ネット通販で商品を購入し、前払い個人名義の口座に3万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリでやり取りするように」とメールが来た。無料通話アプリで連絡するとすぐに「〇〇ペイで返金する」と言われ、指示された通りに数字などの入力を繰り返した。気づいたときには、「返金」してもらうはずが、10万円「送金」させられていた。販売業者にメールをしたが連絡はなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。どうしたらよいか。



【アドバイス】

- 販売業者から「〇〇ペイ」などのコード決済アプリを使った返金方法を提示されたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはいけません。
- 次のようなネット通販サイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。
 - 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない
 - 商品価格が通常より安い
 - 支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている
 - 返品・返金ルールが記載されていない
- 詐欺被害に遭った場合などは、最寄りの警察署や消費生活センターに相談してください。

相談時間

（月）～（金）10:00～17:30（電話相談は9:00～17:30）

※（祝）（休）、CiC休館日は除く。